

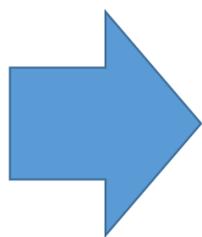
保険外併用療養費改定のお知らせ

当院では健康保険法第86条に基づき、令和4年度の診療報酬改定により、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない患者さんに対して、**10月1日より**以下の料金を徴収させていただきます。

初診時 保険外併用療養費

- 紹介状を持参せずに受診された場合
- 以前受診したことはあるが、治療期間が終了した後に再び受診された場合
- 任意で診療を中止し、改めて受診された場合

医科 令和4年9月30日まで
歯科 5,000円（税込）



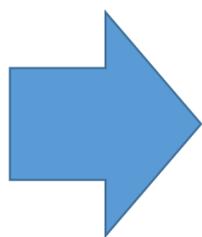
令和4年10月1日から
7,700円（税込）

再診時 保険外併用療養費

- 他の医療機関へ紹介を行ったが、紹介先からの紹介状を持参されずに、再度当院の受診を希望された場合

※ 受診の都度ご負担いただきます

医科 令和4年9月30日まで
歯科 2,500円（税込）



令和4年10月1日から
3,300円（税込）